



安中市 令和4年第11回定例記者発表

新規採用職員の採用人数平準化について

市は、段階的に引き上げられる定年延長に伴い、定年退職者が2年に一度しか生じないことによる新規採用者への影響等の課題に対して、定年退職者が生じない年であっても、必要な採用人数を平準化して一定の新規採用職員を継続的に採用します。

1. 実施時期 令和5年度に実施する本市の採用試験から
(令和6年4月採用。医療職を除く。)
2. 期 間 令和15年度までの10年程度
※新規採用職員を安定的に確保しつつ全体の年齢構成の偏在是正を図るため5年程度で見直しを行いながら16年度以降も継続予定
3. 定年引上げ期間中の退職者の見直し
引上げ期間中の14年度までに定年退職となる昭和38年度(1963年度)生まれから昭和42年度(1967年度)生まれに該当する50人程度。(医療職を除く)

4. 概 要

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体が条例で定めるものとされています。

国家公務員の定年が令和5年度から13年度(制度完成14年度)にかけて、現行の60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、本市でも同様の措置を講じる予定です。

制度上の単純想定では、定年退職者が2年に一度しか生じないため、毎年の退職者補充を基本とする現在の運用では新規採用者も2年に一度となり、将来にわたり安定的に行政サービスを提供できる体制を確保することに課題が生じるおそれがあります。またこのようなことが採用試験に影響を及ぼすとの記事がインターネットなどでも見かけられます。

市は、定年引上げ期間中の退職予定者に行ったアンケート結果を踏まえ、退職者が生じない年や退職者数のばらつきがあっても、行政需要に基づく業務量に応じた適正な定員管理に留意しつつ必要人数を平準化することにより、一定の新規採用職員を継続的に採用していく方針とします。

また、このように公表することで、採用試験の志願者の不安感を解消し、今後安心して受験計画を立てていただけたと考えています。

問い合わせ先

- ・ 総務部職員課
- ・ 担 当：人事研修係
- ・ 電 話：027-382-1111
- ・ 内 線：1030